

別記様式第1号（第9条関係）

その1	受理年月日	この枠内は	許可年月日	この枠内は
	受理番号	記載しない	許可番号	記載しない
許 可 申 請 書				
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">(和暦) 年 月 日</p> <p>京都府 公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所 京都府 市××町3番地3 京都 太郎 印</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称	きょうと たろう 京 都 太 郎 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">                     正式な番地表記で記載する                      (例 : 1番地1 × : 1 - 1)                 </div>			
住 所	〒( ) 京都府 市××町3番地3 ( ) 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	らうんじこうおつ ラウンジ甲乙			
営業所の所在地	〒( ) 京都市 町1番地1 ビル3階 ( ) 局 番			
風俗営業の種別	法第2条第1項第1号の営業			
(ふりがな) 管理者の氏名	みやこ じろう 都 次 郎			
管理者の住所	〒( ) 京都市××町2番地2 ( ) 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所			
代表者				
滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
			年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート造地上3階建て		
	建物内の位置	3階の一部		
	客室数	1室	営業所の床面積	44.0 m <sup>2</sup>
	客室の総床面積	23.3 m <sup>2</sup>		
	各客室の床面積	23.3 m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	照明設備	客室の天井に40ワットの蛍光灯を4基取り付ける。調理場の天井に40ワットの蛍光灯を2基、便所の天井に1基取り付ける。 (位置等については、別紙に記載のとおり。)		
	音響設備	社製のカラオケ装置1台(商品名、据え置き式、アンプ最大出力ワット、天井つり下げ型スピーカー1基)を設置する。(位置等については別紙に記載のとおり。)		
防音設備	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れる。また営業所の全ての窓は二重のアルミサッシを入れ防音効果を高めている。 (位置等については別紙に記載のとおり。)			
その他	営業所の出入口は1箇所のみである。客室内の西側の壁には風景画の絵画を2枚飾る。営業所の窓のアルミサッシ内側には外部から見通すことが出来ないように花柄模様の壁紙を貼る。(位置等については、別紙のとおり。)			
風俗営業の種類	この枠内は記載しない。			
兼業				
同時申請の有無				
年月日				
条件	年月日			
	年月日			
	年月日			



その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)			
料	金	セット料金(テーブルチャージ、アイス、ミネラルウォーター、チャーム(乾き物等))5,000円、ビール1,000円、ウイスキー8,000円~15,000円、焼酎4,000円~5,000円。(詳細は、別添メニュー表のとおり。)	
料	金の表示方法	壁、ドアその他これに類するものに料金表等を客に見やすいように掲げる。	
役	客の接待をする場合はその内容	特定少数の客の近くに待り、談笑の相手となって、お酌をする。 また、客の求めに応じて、接待を行う者がカラオケを操作し、客と共にデュエット等を行う。	
	務	常時当該営業所に雇用されている者	3名
それ以外の者		2名	
		主たる者	(ふりがな) 氏名又は名称 ゆげんがいしゃへいあん 有限会社平安
		派遣元	住所 〒( ) 京都市 区 町1番地2 (000)000局 0000番 (ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名 へいあん たろう 平安 太郎
提	客の接待をする場合は接待を行う者の区分		
	供	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 生バンドによる流行歌の演奏を不特定多数の客に聞かせる。
時間帯		午前 7時 00分から 午後 8時 00分まで 午後 午後	
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)			
客	室	和風のもの 0 室	その他のもの 1 室